

## 神戸市体調不良児対応型病児保育事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「法」という。）第27条に基づく施設型給付費の支給にかかる施設として確認する教育・保育施設及び法第29条に基づく地域型保育給付費の支給にかかる事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業者（以下、「特定教育・保育施設等」という。）が、体調不良児対応型病児保育事業（以下「事業」という。）を実施するための経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (補助対象事業および対象者)

第2条 補助の対象となる事業は、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付雇児発0717第12号）の別紙に定める病児保育事業実施要綱、兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に定める病児・病後児保育推進事業実施要綱及び神戸市体調不良児対応型病児保育事業実施要綱（平成30年4月1日こども家庭局長決定）に基づく事業とし、日常的に医療的ケアを必要とする児童の受け入れを標榜している特定教育・保育施設等を対象とする。

### (対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1)事業運営費
- (2)保育環境改善費
- (3)事業の実施に資する研修にかかる経費

### (補助金等の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

#### (1)第3条第1号に定める経費

「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日付府子本第474号）の別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、1施設あたり年額4,499千円を上限とする。ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1施設あたり年額2,249千円を上限とする。

#### (2)第3条第2号に定める経費

「保育環境改善事業の実施について」（平成27年4月13日付雇児発0413第23号）の別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき、1施設あたり1,029千円を上限とする。ただし、1施設あたり1回限りとする。

#### (3)第3条第3号に定める経費

1施設あたり年額144千円を上限とする。

### (交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項および同第3項に基づき補助金の交付を申請するとき

は、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)補助金等交付申請書（様式第1号）

(2) 第3条第1号に定める経費については、前号に加えて、雇用契約書、労働条件通知書等の看護師の雇用条件等が確認できる書類及び体調不良児対応型病児保育事業の実施を標榜していることが確認できる書類

(3) 第3条第2号に定める経費については、第1号に加えて、保育環境の改善を実施したこと及びその経費の支払いが確認できる書類

(4) 第3条第3号に定める経費については、第1号に加えて、事業の実施に資する研修を実施又は参加したこと及びその経費の支払いが確認できる書類

2 やむを得ない理由により、当該期日までに前項の申請書が提出できないものと市長が認めた場合は、この限りではない。

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金等不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

（補助事業等の変更等）

第7条 補助対象者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（実績報告）

第9条 第4条第1号の補助金について交付決定を受けた者は、当該補助事業が完了したとき又は補助金の交付を受けた年度が終了したときは、10日以内に、補助金等実績報告書（様式第9号）に補助事業に係る収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第 10 条 市長は、補助事業者から前条の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

（交付の時期）

第 11 条 市長は補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 号に定める経費に対する補助金については、第 9 条の規定に係る補助事業の完了の前に、補助金の交付予定額の全部または一部について概算払いすることができる。

（補助金の請求）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第 3 条第 1 号に定める経費に対する補助金については第 6 条の交付決定通知の受領後に、第 3 条第 2 号および第 3 号に定める経費に対する補助金については第 10 条の確定通知の受領後に補助金等請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（精算）

第 13 条 市長は、第 11 条第 2 項の概算払いを行った場合において、確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

2 補助事業者は、市長から前項の請求があった時は、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 補助金等交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

法人名

施設名

代表者職・氏名

下記補助金等の交付について、申請します。

記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業	
補助事業等の期間	着手（予定）年月日	年 月 日
	完了（予定）年月日	年 月 日
対象経費の区分 （※申請する区分に○）	(1)事業運営費 (2)保育環境改善費 (3)研修費	
補助金等の額	円	
算出の基礎		
添付書類		
備考	年間延べ利用見込み児童数 _____ 名※ ※対象経費区分(1)の申請時のみ記載	

注) 債権者登録をしている方は、住所・法人名・施設名・代表者職氏名について、債権者登録の内容のとおり記載・捺印してください。

## 補助金等交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	
補助金等の額	円
交付の条件	

## 補助金等不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

## 補助金等交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所

法人名

施設名

代表者職・氏名

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、  
次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

### 記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業	
変更の理由		
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	( 年 月 日 )
	完了(予定)年月日	( 年 月 日 )
補助金等の額	( 円 )	
算出の基礎		
添付書類		

(注) 表中、変更前の内容は上段に（ ）書き、変更後の内容は下段に記入する。

## 補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所

法人名

施設名

代表者職・氏名

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業
中止（廃止）の理由	

## 補助金等交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等		
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件		

## 補助事業等中止（廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号

## 補助金等交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり  
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業
補助金交付決定額	円
補助金取消額	円
既交付済額	円
補助金返還額	円
取消しの理由	

# 補助金等実績報告書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所

法人名

施設名

代表者職・氏名

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記の事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業	
補助事業等の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
事業実施に要した経費	円	
(上記のうち、補助対象経費)	( 円)	
事業実施に要した経費 ・補助対象経費の算定根拠		
利用児童数（年間延人数）	人	
補助金等の額	円	
添付書類		

# 補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

## 記

補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	
補助金の確定額	円
備考	

## 補助金等請求書

請求金額	円
補助事業等の名称	神戸市体調不良児対応型病児保育事業
対象経費の区分 (※該当区分にチェック)	<input type="checkbox"/> 事業運営費 <input type="checkbox"/> 保育環境改善費・研修費

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 宛

住 所  
法人名  
施設名  
代表者職・氏名

(添付書類)

- 
- 
- 

債権者登録番号																				
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注) 債権者登録をしている方は、債権者登録番号を記入してください。その場合は、  
下記の振込先口座欄の記入は不要です。

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通      2. 当座      その他 (      )	
口座番号		
口座名義		

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状(様式第12号)を提出すること。

# 受 領 委 任 状

年 月 日

神戸市長 宛

(委任者) 住 所  
法人名  
施設名  
代表者職・氏名

私は、下記1 受任者を代理人と定め、下記2 の補助事業等に係る下記3 の金額の受領を委任します。

## 記

### 1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

### 2. 補助事業等の名称

神戸市体調不良児対応型病児保育事業

### 3. 受領委任する金額

金 \_\_\_\_\_ 円

### 4. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ( )
口座番号			
口座名義			